破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１２７３号
福岡市中央区天神４丁目１番23―707号
破産者　樺島　一生
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５１号
山口県防府市大字江泊1099番地の４
破産者　國澤　成彦
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２３０５号
名古屋市中村区上ノ宮町１丁目15番地　むつが荘Ｃ号
破産者　中国料理だあびいこと　鈴木　正吉
1　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
2　一般調査期日　平成25年７月10日午後２時40分
平成25年５月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９６号
兵庫県川西市小花２丁目21番４号、事業所所在地大阪府東大阪市西堤本通西２－６―12
破産者　ネジのマツダこと　松田　徇一
1　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
2　一般調査期日　平成25年７月11日午後３時
平成25年５月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９４号
広島市西区横川町２丁目８番12―1402号
破産者　吉村かね子
1　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
2　一般調査期日　平成25年７月16日午前11時
平成25年５月10日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０９９号
大阪市大正区泉尾１丁目37番19―301号、前住所大阪市西区本田１丁目３番３―202号
破産者　吉田彰こと　中島　　彰
1　破産債権の届出期間　平成25年６月13日まで
2　一般調査期日　平成25年７月16日午後３時
平成25年５月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６１号
愛知県一宮市祐久字屋敷裏109番地
破産者　野呂　豊昭
1　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
2　一般調査期日　平成25年９月６日午前10時30分
平成25年５月10日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２９９号
堺市北区八下北４―26
破産者　有限会社柏木電機
1　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
2　一般調査期日　平成25年７月８日午後１時30分
平成25年５月10日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７１１号
福岡市早良区小田部５丁目18番11―202号
破産者　伊佐　　亮
1　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
2　一般調査期日　平成25年７月19日午前10時20分
平成25年５月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４号
最後の住所京都府福知山市字内記79番地の６シャーメゾン内記102号
破産者　亡岩﨑誠人相続財産
1　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
2　一般調査期日　平成25年７月25日午後２時
平成25年５月10日
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
愛知県岡崎市外山町字クイゼ36番・37番合併地
破産者　高橋　正人
1　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
2　一般調査期日　平成25年８月23日午後１時40分
平成25年５月10日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産管財人変更

平成２５年（フ）第１３２号
熊本市中央区渡鹿６丁目７番57号　サザンクロス白川103号、住民票上の住所熊本市中央区渡鹿５丁目15番28―701号　コアマンション渡鹿
破産者　片岡　雄二
破産管財人　弁護士法人リーガル・プロが辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　吉田　孝充
平成25年５月８日
熊本地方裁判所民事第１部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１６６号
山口市佐山1961番地９
破産者　澤田佐智江
異議申述期間　平成25年６月27日まで
平成25年５月13日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３８６号
福岡市博多区博多駅南１丁目９番８号
破産者　株式会社アイフル
異議申述期間　平成25年７月９日まで
平成25年５月９日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７６２号
熊本県八代市千丁町新牟田1868―２―401、開始決定時の住所熊本県八代市通町４番39号
破産者　和田　正彦
免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
平成25年５月10日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７６３号
熊本県八代市通町４番39号
破産者　和田　正幸
免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
平成25年５月10日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第３号
北海道帯広市西３条南17丁目10番地
清算株式会社　株式会社タケハラ
代表清算人　竹原　徹郎
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
釧路地方裁判所帯広支部

平成２５年（ヒ）第２０３５号
東京都千代田区東神田２丁目７番４号ダイアパレス東神田401号
清算株式会社　菱星工業株式会社
代表清算人　奈良　輝久
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１号
群馬県前橋市文京町１丁目32番７―1001号
ホーユーパレス前橋文京町
再生債務者　髙木　清成
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　群馬県前橋市大手町３丁目17番20号　丸山法律事務所　弁護士　丸山　和貴
平成25年５月10日　　前橋地方裁判所民事部

平成２５年（再）第１号
鹿児島県鹿児島市谷山港１丁目16番地
再生債務者　共同組海運株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　鹿児島市城山町１番30　D'クラディア城山町301　弁護士法人木山法律事務所　弁護士　木山　義朗
平成25年５月８日
鹿児島地方裁判所民事第３部